

日弁連企第30号
平成14年6月5日

弁護士会会長 殿

日本弁護士連合会
会長 本 林 徹

会員の非違行為への対応について（要請）

－ 事前公表制度の整備等 －

日頃より、日弁連の会務運営にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、すでに新聞報道などご承知のとおり、奈良弁護士会所属の河辺幸雄会員が、詐欺と業務上横領罪で逮捕・起訴される事件が発生いたしました。奈良弁護士会では、極めて重大な事態と受けとめて、対策特別委員会を設置して会を挙げて被害者の救済活動を行うことを決定し、被害者窓口における被害申告・相談等の受付、被害者説明会の実施、訴訟記録の確保と整理、事件の引継弁護士の紹介、債権者破産申立を行うなど全力で取り組みを行っています。

また、奈良弁護士会では、河辺会員に対して、会立件等による綱紀・懲戒手続を進めておりましたが、同弁護士会は懲戒委員会の議決に基づき、5月13日、同会員を除名の懲戒処分にいたしました。

しかし、以前の同会員に対する戒告の懲戒処分やその後の懲戒請求などの懲戒に関する情報を市民に十分に伝えなかったことが結果的に被害の拡大を招いたとして、弁護士会の責任を追及する動きも報道されており、日弁連執行部としては、今回の事件を大変深刻に受けとめています。

日弁連では1998年から全会員に倫理研修を義務づけ、今年2月28日の臨時総会では「綱紀・懲戒制度の改革に関する基本方針」を決議したところであります。

総会決議は、「日弁連は弁護士自治を堅持し、発展させる見地から、その基幹

をなす綱紀・懲戒制度をより一層充実させ、その透明性・迅速化及び実効化を図るため、各弁護士会と共に、綱紀・懲戒制度の改革に取り組む」とし、その一つとして「懲戒処分等の公表の拡充」につき、「懲戒委員会の審査に付された段階において、公表する必要性の高いものとして一定の要件に該当する案件について、これを公表することができるものとする」と述べ、提案理由において「なお、綱紀委員会の調査に付された段階で、会立件、会員の逮捕等一定の要件に該当する場合には公表する制度を既に設けている弁護士会があるが、各弁護士会がその実情に応じてこのような制度を設けることは、もとより可能である」と述べております。

つきましては、各弁護士会に対し、弁護士自治に対する社会の信頼を維持するため、この総会決議の趣旨を踏まえ、早急に以下の対策に取り組まれることを要請いたします。

記

- (1) 苦情処理の市民窓口を未設置の弁護士会においては、早急にこれを設置し、理事者が情報を早期に把握できる態勢を組むこと。
- (2) 別紙「懲戒手続に付されたことの公表に関する会規(モデル案)」を参考に、事前公表制度(綱紀・懲戒手続の結論が出る前、即ち綱紀委員会の調査又は懲戒委員会の審査に付された段階であっても、その後の被害発生の防止等のためその他特に公表の必要があるときは、会長の裁量、常議員会の事前・事後の決議等により事前公表できる制度)の整備に早急に取り組むこと。

懲戒手続に付されたことの公表に関する会規（モデル案）

（目的）

第一条

A案

この会規は、弁護士、弁護士法人及び外国法事務弁護士並びに本会に対する国民の信頼を確保するとともに、弁護士の非行に基づく被害の拡大を防止するため、〇〇弁護士会会則第〇条に基づく公表の要件、公表することができる事項及び公表の方法等につき定め、もってその運用の適正を確保することを目的とする。

B案

この会規は、弁護士、弁護士法人及び外国法事務弁護士並びに本会に対する国民の信頼を確保するとともに、弁護士等の非行に基づく被害の拡大を防止するため、弁護士会員等が懲戒手続に付されたことについての公表の要件、公表することができる事項及び公表の方法等を定める。

・ 懲戒手続の事前公表について会則でこれを定め、会則改正をあわせて行う場合には、A案のとおりとなる。

・ 会則改正を行わない場合には、この会規第一条が事前公表の根拠となるので、B案のとおりとなる。ここで「懲戒手続に付された」とは、懲戒委員会に付議されたことだけでなく、綱紀委員会の調査手続に付されたことも含んでいる。

(公表の要件)

第二条 会長は、弁護士会員、弁護士法人会員又は外国特別会員(以下「弁護士会員等」という。)に対し綱紀委員会が懲戒相当の議決をした場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、第四条に定める事項を公表することができる。

一 当該弁護士会員等の非行が重大なため、公表しないことにより弁護士会員等及び本会对する国民の信頼が損なわれるおそれが明白で、かつ、緊急の必要性があるとき。

二 当該弁護士会員等の非行により被害が拡大するおそれが明白で、かつ、緊急の必要性があるとき。

2 会長は、当該弁護士会員等に対する綱紀委員会の議決がなされる前であっても、当該弁護士会員等に対し既に綱紀委員会の調査手続きが開始され、かつ、本会が懲戒請求しているとき、本会に対して当該弁護士会員に対する苦情申立があるとき又は当該弁護士会員等が逮捕されたとき等、当該弁護士会員等の非行の存在を認めるに足りる相当な理由があり、さらに前項各号に定める事項のいずれかに該当する場合は、第四条に定める事項を公表することができる。

・ 事前公表の要件としては、綱紀委員会の懲戒相当の議決があった場合で、第一号ないし第二号の要件がある場合は事前公表できるとした。しかし、綱紀委員会の議決を待たないで事前公表する必要がある場合があり、それを第二項として規定した。

綱紀委員会の議決がない時点においては、会長が会員の非行の事実を知り得ない場合が多い。そのため、事前公表は、会請求の場合、懲戒請求に引き続き他の案件で同一弁護士に苦情相談が複数ある場合、会員が逮捕され被疑事実が公表されるなどして会員の非行が明確になった場合等、会員の非行の存在を認めるに足りる相当な理由がある場合には、第一項各号の要件があるときは事前公表できるものとした。

・ 第一項第一号については、弁護士会が会員の「重大な」非行を知りながら「公表しないことにより」弁護士及び弁護士法人並びに本会に対する国民の信頼が損なわれるおそれが「明白」に認められ、かつ「緊急の必要性」がある場合に公表できる。

・ 第一項第二号については、被害拡大のおそれが「明白」に認められ、かつ「緊急の必要性」がある場合に公表できる。

(意見陳述の機会)

第二条 会長は、前条の公表を決定しようとするときはその前に、当該弁護士会員等に対し、意見その他の陳述の機会を与えなければならぬ。但し、当該弁護士会員、当該弁護士法人会員の社員若しくは使用人である弁護士又は当該外国特別会員が逮捕され、若しくは行方不明となるなど、当該弁護士会員等の意見その他の陳述を聞くことが困難な場合は、この限りでない。

・ 事前公表という不利益処分を受ける当該弁護士会員等に対する手続的保障のための規定であることから、当該弁護士会員等には、「意見その他の陳述」ということで、広く意見を述べる機会を与えた。ただし、意見陳述はあくまで事前公表に対するものであり、この手続を利用して、会長が積極的に新規の証拠を収集して調査することは、綱紀委員会との関係で問題もあり得る。

・ したがって、会長の側から、当該弁護士会員等に対し意見聴取をする際の意見聴取の中身は「公表することについて」に限定すべきである(ただし、当該弁護士会員等がみずから意見陳述する内容について限定はないし、当該意見陳述を聞いた結果懲戒請求の相当性に疑念をもち、事前公表を思いとどまることも理論的にはあり得る)。

・ 意見陳述の機会を与えることは重要な手続的保障であるが、逮捕されて接見制限され事実上意見を聞けない場合、行方不明などの場合に事前公表ができなくなることを防ぐため、但し書きを設けた。

(公表の範囲)

第四条 第二条により公表することができる事項は、次の各号に定める事項とする。

- 一 当該弁護士会員等の氏名又は名称、事務所又は主たる法律事務所、その他弁護士名簿及び弁護士法人名簿に記載されている事項
- 二 調査請求又は審査請求をしたこと及びその理由の要旨
- 三 調査請求又は審査請求をした日
- 四 当該弁護士会員等の意見陳述の有無及びその内容
- 五 その他被害拡大防止のため必要と認められる事項

(その他の被害救済措置)

第五条 本会が、当該弁護士会員等の依頼者等のために相談体制その他の被害救済措置を用意した場合には、前条の公表と同時に、又は公表後にその旨を公表することができる。

・ 五号について、事前公表できる事項は限定すべきであることから、単に「その他必要と認められる事項」ではなく、「被害拡大防止のため」という文言をいれた。その他被害拡大防止のため必要と認められる事項の具体例については、会の裁量によって決せられるものである。

・ 相談体制その他の被害救済措置を別条項としたのは、必ずしも公表時において相談体制がととのっているとは限らないこと、第一項は、「被害拡大防止のため」という趣旨から要請される事項であるが、相談体制等は、被害拡大防止だけでなく、すでに被害が確定している被害者の救済という側面も有すること、という理由からである。

(常議員会の議決)

第六条 会長は、第二条の公表をする前に常議員会の議を経なければならぬ。

2 前項の定めに拘わらず、当該弁護士会員、当該弁護士法人会員の社員若しくは使用人である弁護士又は当該外国特別会員が逮捕されるなど、特段の緊急性があるときは、会長は、常議員会の議を経ずに公表することができる。但し、その場合、会長は公表後最初に開催される常議員会に報告しなければならない。

(公表の時期)

第七条 会長は、前条第一項の常議員会の議決を経た後、速やかに公表をするものとする。

2 前条第二項の場合は、適当な時期に公表するものとする。

(公表の方法)

第八条 第二条の公表は、会長が指定した日時及び場所において文書、口頭その他適当な方法で行う。

・ 常議員会を設置していない会については、適宜、それに相当する機関の決議を経るものとする。

・ 事後報告になる場合を限定的にする必要があるため、逮捕されるなどの例示をいれた。もともと事前公表については、第二条第一号及び第二号のとおり緊急性が要件とされていることから、「特段の」緊急性がない限り、事後報告は許されない。

・ 後に懲戒事由がないこと等が判明した場合の規定は特にもつけず、一般法理で対処することとした。これについては、本人の名誉回復のため、本人の同意があれば懲戒事由がないこと等を公表できるといふ規定等を設けることも考えられる。

・ 「その他適当な方法」とは、インターネットによる公表等を想定している。